

# 第5章 地域別の方針

本市のみどりの特徴は、地域により大きく異なります。そのため、地域の特性に応じた施策展開の方向性を示すものとして、地域別の方針を設定します。

地域区分は、生活圏、土地利用現況、居住人口のバランス、地域拠点および交通軸等を考慮して設定したもので、上位計画の朝霞市都市計画マスタープランに即した5つの地域区分を用います。



図 5-1 地域区分図

表 5-1 地域区分の対象町丁目

地域	対象町丁目	面積 (ha)	人口 (人)
内間木地域	大字上内間木、大字下内間木、大字浜崎の一部、大字宮戸の一部、大字田島の一部	約 349	約 1,500
北部地域	北原 1・2 丁目、西原 1・2 丁目、朝志ヶ丘 1~4 丁目、宮戸 1~4 丁目、浜崎 1~4 丁目、田島 1・2 丁目、大字宮戸の一部、大字浜崎の一部、大字田島の一部	約 385	約 28,500
東部地域	岡 1~3 丁目、根岸台 1~8 丁目、仲町 1・2 丁目、大字岡、大字根岸、大字台、大字溝沼の一部	約 394	約 26,600
西部地域	三原 1~5 丁目、西弁財 1・2 丁目、東弁財 1~3 丁目、泉水 1~3 丁目、膝折町 3 丁目の一部、膝折町 4 丁目の一部、大字溝沼の一部、大字浜崎の一部	約 247	約 25,300
南部地域	本町 1~3 丁目、溝沼 1~7 丁目、幸町 1~3 丁目、栄町 1~5 丁目、青葉台 1 丁目、膝折町 1・2・5 丁目、膝折町 3 丁目の一部、膝折町 4 丁目の一部、大字溝沼の一部、大字膝折、基地跡地、陸上自衛隊朝霞駐屯地	約 463	約 52,300

出典：市政情報課（平成 27 年 1 月 1 日現在）

## 5-1 内間木地域

### (1) 現状と課題

全域が市街化調整区域である内間木地域は、荒川と新河岸川に囲まれた低地の地域です。北部の一部に工業系の土地利用がみられるほかは農地、住宅地が広がり、その中に樹林地が散在しています。

荒川や新河岸川、朝霞調節池の水辺、その周辺の農地等が、鳥類をはじめとする多様な生物の生息・生育空間となっています。荒川河川敷については、近郊緑地保全区域に指定され、河川環境の保全が図られています。

都市公園は、内間木公園と上野荒川運動公園があり、野球、サッカー、テニス等の多様なスポーツの場を提供しています。また、レクリエーション施設として荒川河川敷内のゴルフ場があります。

内間木地域においては、多様な生物の生息・生育空間や郷土景観を保全していくため、河川やその周辺の農地、散在する樹林地の保全を進めるとともに、住宅地や工場等において緑化を進めることが必要です。



内間木地域に広がる農地



内間木公園

### (2) 方針

自然資源の豊かな荒川、新河岸川の河川環境を引き続き保全・維持していきます。

また、荒川や新河岸川、朝霞調節池の生物生息環境を保全します。特に朝霞調節池については、市民団体や管理者である国と連携して希少種の保全等に取り組みます。

郷土景観や治水対策上重要であると同時に、重要な生物生息空間である荒川、新河岸川、朝霞調節池と市街地との緩衝地区となる健全な農地の保全に努めます。

郷土景観の保全、生物生息環境の保全等の観点から、保護地区・保護樹木等の制度を活用して散在する樹林地の保全に努めます。

生け垣設置の奨励等を通じた住宅地の緑化等、市民や事業者との協働により住宅地や工場等の緑化を推進します。



図 5-2 内間木地域方針図

## 5-2 北部地域

### (1) 現状と課題

北部地域は、北東側を新河岸川、南側を黒目川、南西側を東武東上線に囲まれた地域です。河川沿いの低地部には、まとまった農地が広がっています。

これに対し、台地上は市街化が進んでおり、東武東上線朝霞台駅・JR 武蔵野線北朝霞駅周辺に商業地、その周囲に住宅地が広がっています。また、その住宅地の中に農地が散在しています。

台地と低地の間には、宮戸特別緑地保全地区をはじめとした斜面林が残されており、新河岸川や黒目川、農地、斜面林が武蔵野の面影を残す景観を形成しています。

都市公園は、近隣公園が1箇所（北朝霞公園）、街区公園が7箇所あるものの、住宅が密集する朝志ヶ丘地区において公園が不足しています。また、健康増進施設として「わくわくどーむ」がありません。

北部地域においては、武蔵野の面影を残す景観を形成するとともに、生物の生息・生育空間としても重要である新河岸川や黒目川、農地、斜面林の保全が必要です。また、公園が不足する地区の解消が必要です。



宮戸・浜崎の農地



農地、斜面林がつくる郷土景観

### (2) 方針

自然資源の豊かな新河岸川の河川環境、生物の生息・生育空間を引き続き保全します。

黒目川においては、市民、事業者、県、市が協働して、黒目川・新河岸川の合流地点の環境管理、桜並木の延伸、河川の清掃活動等、環境資源の保全と有効活用を進めます。

北部地域の特徴の一つである斜面林、農地が一体となったみどりの保全を進めていくため、宮戸特別緑地保全地区では緑地沿いの水田とともに郷土景観、生態系の保全に努めます。また、市民ボランティアと協力して特別緑地保全地区の管理を進めます。さらに、地域制緑地の指定等により、斜面林の保全に努めます。

まとまった農地は、郷土景観や治水対策上重要であると同時に、重要な生物の生息・生育空間である新河岸川、黒目川と市街地の間に位置する緩衝地区として機能することから、保全に努めます。また、良好な住環境の形成、防災のため、市街化区域の農地の保全に努めます。

生け垣設置の奨励等を通じた住宅地の緑化、花壇の設置・管理等、市民や事業者との協働により住宅地や駅前広場、駅周辺の商業地の緑化を推進します。

わくわくどーむと周辺の農地を含めた（仮称）浜崎ふれあい公園の整備を検討します。また、公園が不足する朝志ヶ丘地区において、無償借地方式を含む多様な手法により公園の確保に努めます。

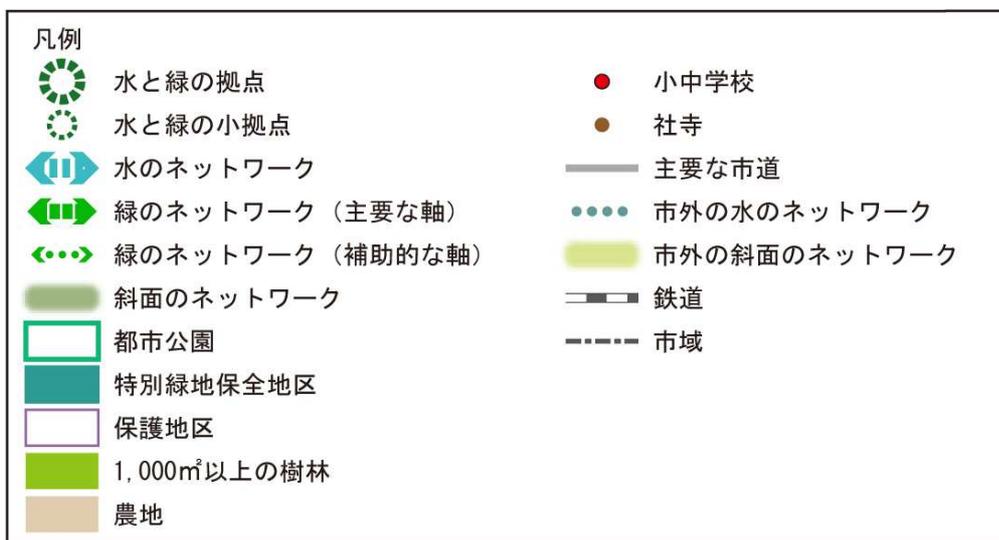
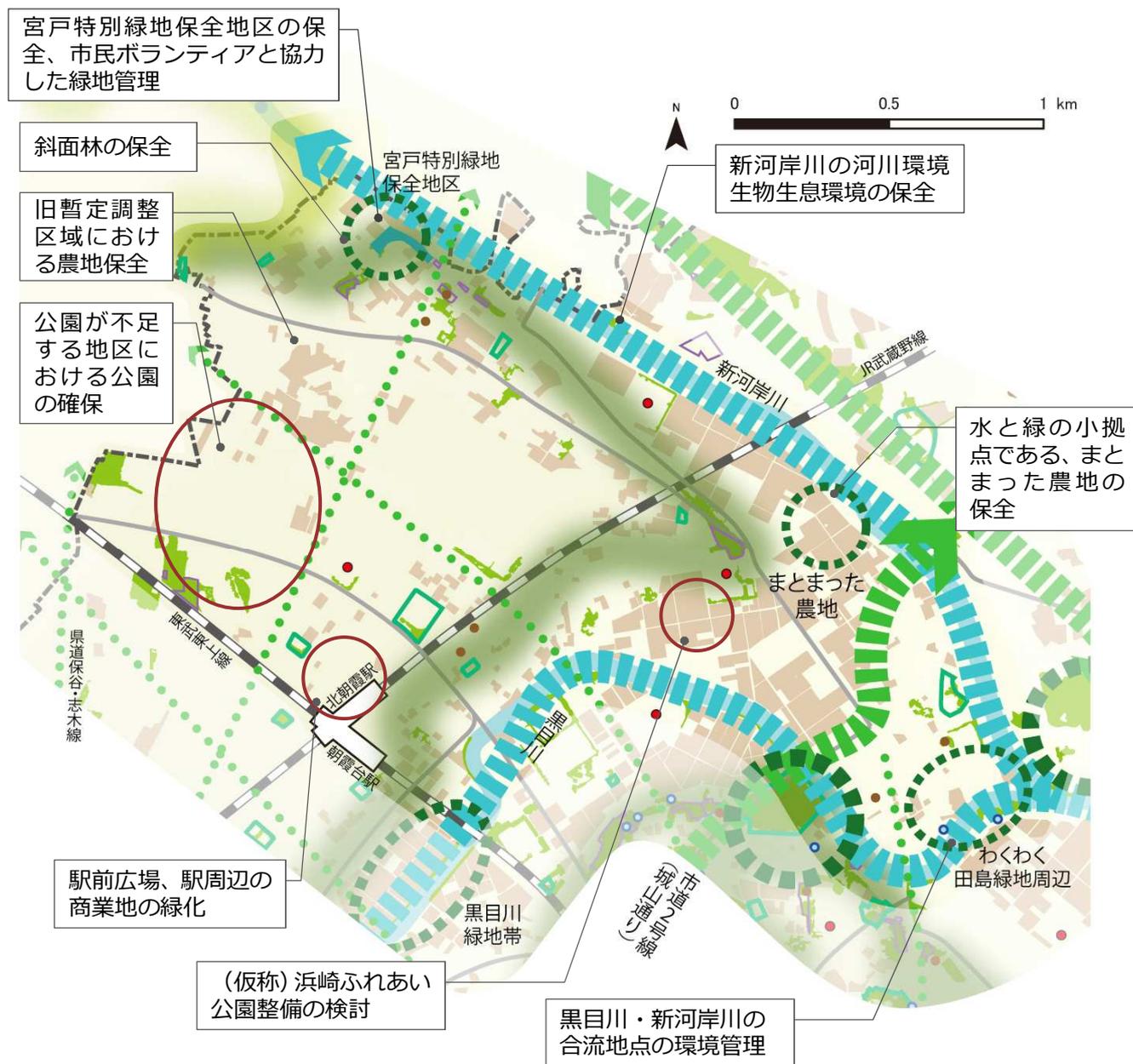


図 5-3 北部地域方針図

## 5-3 東部地域

### (1) 現状と課題

東部地域は、北側を黒目川、新河岸川が流れ、河川沿いの低地と台地からなる地域で、河川沿いの低地には農地が広がっています。また、台地上には住宅地と農地が広がり、屋敷林も残されています。

台地と低地の中の河岸段丘に斜面林が比較的多く残っており、湧水代官水をはじめ、湧水地も多数確認されています。斜面林の一部は、4箇所の特別緑地保全地区（岡、代官水、新屋敷、郷戸）をはじめ、保護地区、公園緑地等として保全されています。

城山公園、史跡・柊塚古墳、重要文化財・旧高橋家住宅、天然記念物・湧水代官水等、公園緑地として保全・活用される歴史的文化的資源も数多く見られます。

都市公園は、地区公園が1箇所（城山公園）、街区公園が5箇所、特殊公園\*（歴史公園）が2箇所あるものの、仲町地区、根岸台地区等において公園が不足しています。

東部地域においては、景観形成、生物の生息・生育空間の保全等の観点から、斜面林や湧水地、屋敷林等の環境を保全するとともに、歴史的文化的資源と一体となった公園緑地の保全が必要です。



斜面林と低地の農地



向原公園（街区公園）

### (2) 方針

岡特別緑地保全地区、代官水特別緑地保全地区、新屋敷特別緑地保全地区、郷戸特別緑地保全地区の自然環境を適切に保全・管理するとともに、周辺の斜面林の保全に努め、特別緑地保全地区の緑とのつながりを維持します。特に、根岸台付近の斜面林の保全に努めます。また、市民ボランティアと協力して特別緑地保全地区等の管理を推進します。

城山公園、史跡・柊塚古墳、重要文化財・旧高橋家住宅、天然記念物・湧水代官水をはじめ、歴史的文化的資源と一体となった緑と水辺を保全します。

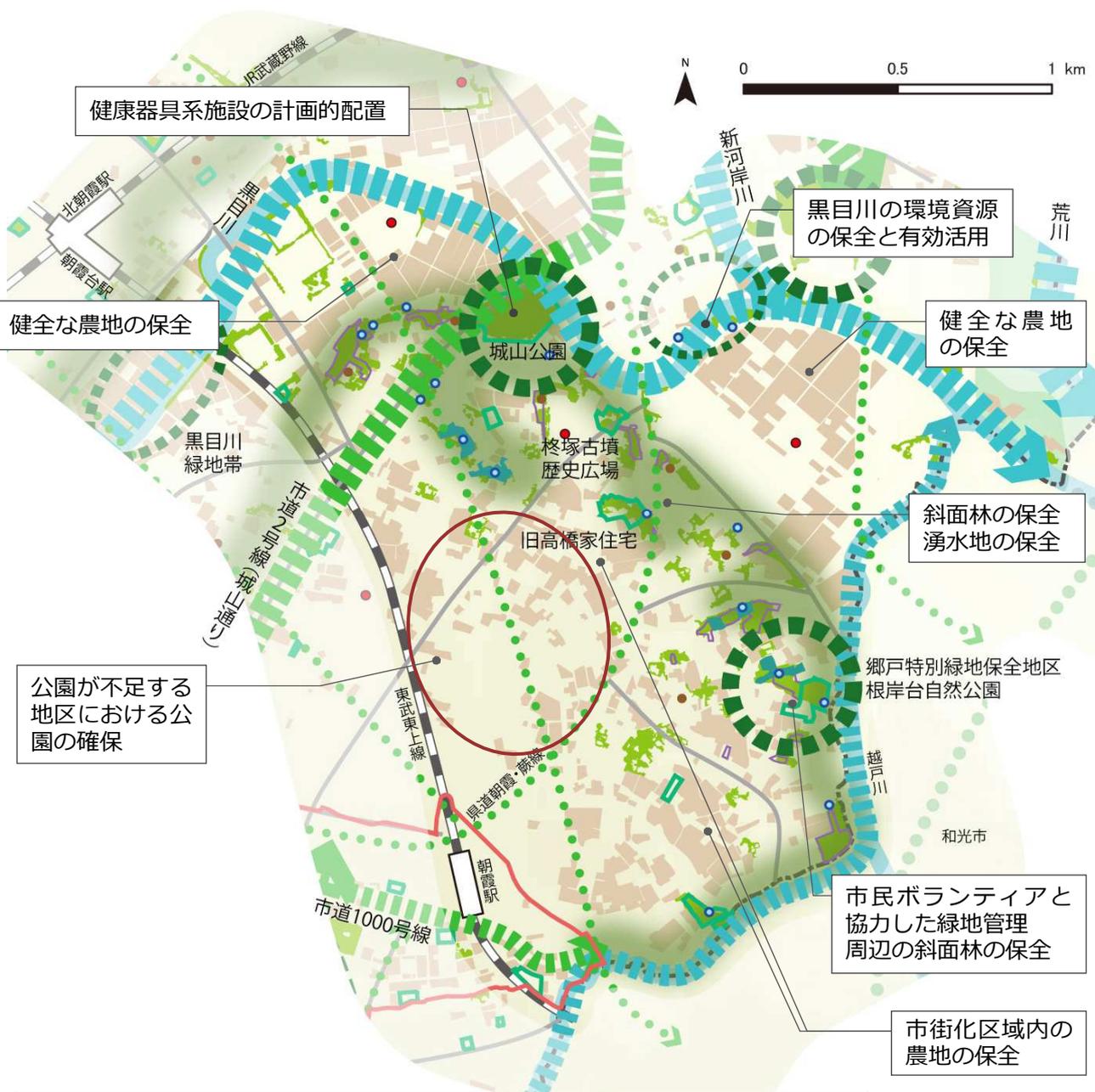
他の地域と比べて豊富な湧水地について、保全に努めるとともに、湧水の水質、水量を維持するため、雨水浸透及び湧水の水源涵養に資する樹林地、農地等の保全、透水性舗装の推進等により、周辺環境の維持保全に努めます。

黒目川においては、市民、事業者、県、市が協働して、水辺へのアクセスの確保、河川の清掃活動等、環境資源の保全と有効活用を進めます。

郷土景観や治水対策上重要である低地の農地の保全に努めます。また、良好な住環境の形成、防災のため、市街化区域の農地の保全に努めます。

生け垣設置の奨励等を通じた住宅地の緑化、花壇の設置・管理等、市民や事業者との協働により住宅地や駅前広場の緑化を推進します。

黒目川に沿った散策に合わせた健康づくりの拠点となる城山公園に、健康器具系施設の計画的配置を進めます。また、公園が不足する地区において、無償借地方式を含む多様な手法により公園の確保に努めます。



凡例	
	水と緑の拠点
	水と緑の小拠点
	水のネットワーク
	緑のネットワーク (主要な軸)
	緑のネットワーク (補助的な軸)
	斜面のネットワーク
	緑化重点地区
	都市公園
	特別緑地保全地区
	保護地区
	1,000㎡以上の樹林
	農地
	湧水地
	小中学校
	社寺
	主要な市道
	市外の緑のネットワーク
	市外の水のネットワーク
	鉄道
	市域

図 5-4 東部地域方針図

## 5-4 西部地域

### (1) 現状と課題

西部地域は、北側を通る東武東上線と東側を流れる黒目川に囲まれた地域です。

黒目川沿いに斜面林が残され、特徴的な景観を形成していますが、宅地化による分断が進んでいます。また、「泉水」という地名に表されているように、斜面沿いには湧水が多く見られます。

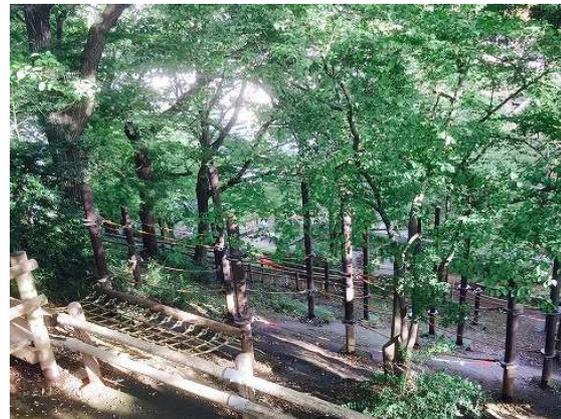
台地上には市街地が形成されています。東武東上線朝霞台駅周辺に商業地、その周囲に住宅地が広がり、住宅地には生産緑地地区も分布しています。また、地域の南側には工業系の土地利用が見られ、大規模事業所が立地しています。

都市公園は、街区公園が7箇所ありますが、住宅が密集する三原地区等において公園が不足しています。

他地域に比べて緑の少ない西部地域においては、分断、減少が続く斜面林を保全するとともに、公園が不足する地区の解消、住宅地や事業所の緑化等により緑をふやしていくことが必要です。



黒目川沿いの斜面林



島の上公園（街区公園）

### (2) 方針

郷土景観、生態系保全の観点から、地域制緑地の指定等により、黒目川の西側に残る斜面林の保全に努めます。

黒目川においては、市民、事業者、県、市が協働して、水辺へのアクセス確保、斜面林とつながる樹木等の形成、河川の清掃活動等、環境資源の保全と有効活用を進めます。

生け垣設置の奨励等を通じた住宅地の緑化、花壇の設置・管理等、市民や事業者との協働により住宅地や駅前広場の緑化を推進します。また、大規模な敷地を有する事業所に対し、敷地内の緑地の保全と緑化推進を働きかけていきます。

生産緑地地区や未利用地等の無償借地方式等により公園用地の確保に努めます。特に、公園が不足する三原地区において公園の確保に努めます。また、身近な特色ある公園をふやしていくため、市民参加による公園の利用ルールづくりと改修を進めます。



## 5-5 南部地域

### (1) 現状と課題

南部地域は、西側を黒目川、北東側を東武東上線に囲まれた地域であり、黒目川沿いの低地と、台地上の市街地で構成されています。地域の南部には、陸上自衛隊朝霞駐屯地があります。

地域の中央部にある市役所をはじめとする公共施設、基地跡地・朝霞中央公園・青葉台公園一带は、市街地の中にあつてはみどりが豊かな環境を形成しています。また、平成 24 年には基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」がオープンし、市民参加による管理・運営が行われています。

東武東上線朝霞駅前から、市役所等に至るエリアには商業地が形成されていますが、緑は必ずしも豊かではありません。一方、住宅地の中には生産緑地地区が点在するほか、滝の根公園にまとまった樹林地が残されています。

都市公園は、地区公園が 2 箇所、近隣公園が 1 箇所、街区公園が 10 箇所整備されています。このうち街区公園については、土地区画整理事業が施行された朝霞駅南西部に半数が集中しています。

南部地域においては、基地跡地・朝霞中央公園・青葉台公園の一带を核としながら、公共施設の緑化、街路樹の育成、住宅地や商業地の緑化等を進め、みどり豊かな市街地を形成していくことが必要です。



朝霞の森



市道 8 号線 (公園通り)

### (2) 方針

黒目川において、市民、事業者、県、市が協働して、河川の清掃活動や交流の場の創出等、環境資源の保全と有効活用を進めます。

良好な住環境の形成、防災のため、市街化区域の農地の保全に努めます。

街路樹の育成、駅前広場や道路のフラワー化等により、朝霞駅南口駅前広場から各公共施設との花と緑のネットワーク化を図り、良好な景観の形成に努めます。また、生け垣設置の奨励等を通じた住宅地の緑化、花壇の設置・管理等、市民や事業者との協働により住宅地や駅前広場、駅周辺の商業地の緑化を推進します。

朝霞の森において市民参加による公園の利用ルールづくりと活用を進めます。また、基地跡地における都市公園の整備、シンボルロードの整備を推進します。

身近な公園においては、市民参加の管理・運営を進めるとともに、公園間の機能分担による身近な公園の特色づくりを進めます。さらに、上の原公園等において、防犯に配慮した施設の改善、地域と連携した公園管理を検討します。



図 5-6 南部地域方針図